

令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年6月9日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 浅海 一洋

会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積計画について	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	5件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	7件
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

5番、川村誠司委員、
6番、石原和弘委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は1班です。
鈴木有光班長より総括報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長
浅海 議長 5番、鈴木有光班長
鈴木 班長 1班の現地調査の報告をいたします。
6月1日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件の計6件です。
1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
浅海 次長 議長
浅海 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いたします。
本申請は、譲渡人は非農家に伴う農地の処分、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。
申請地は、畑1筆、面積957平方メートルです。
営農計画は、じゃがいも等の栽培を行います。
譲受人の取得後の経営面積は0.8ヘクタール以上となり、年間の従事日数は200日で、専農従事者数は2名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積957平方メートルの普通畑です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、現在の販路について確認したところ、直売及び病院での販売を行っているとのことでした。次に、今後の農業経営について確認したところ、息子が就農してくれる予定であり、施設野菜の加工品を考えているとのことでした。最後に、今後の適切な農地管理及び営農をお願いしました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま。皆様のご審議のほどよろしく願いたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議番号1、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。

申請地は、畑14筆、合計面積18,706平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による災害時復旧拠点用地です。

申請理由は、譲渡人は相続に伴う農地の処分、また、譲受人は経済通産省の指導の下、ガス事業法に伴う災害時連携計画により、大規模災害時の復旧拠点となる用地を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きにより自然浸透させるとともに、周囲をブロック2段積みで囲うことにより、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、千葉県北西部地域へのアクセスが良いこと、また、申請地と同等の土地の規模を確保することが困難であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、譲渡人は、該当地に届出のない農業用倉庫を設置していたことから、始末書が提出されておりますが、それ以外の違反行為などなかったことを鑑み、信用に問題はないものと思われます。

以上です。

浅海 議長
板橋 委員
浅海 議長
板橋 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

7番、板橋睦男委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について審議番号1、を報告いたします。

6月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑14筆、合計面積18,706平方メートルの樹園地及び普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、災害時の対応概要について確認したところ、災害時の復旧対応時に4,000人規模の人員による復旧体制を考えており、本申請はその内の1,200人対応施設と考えていることから、車両駐車台数は2人で1台の想定であり、600台分を考えている等のことでした。次に、災害対応範囲について確認したところ、千葉県北西部地域とのことでした。次に、本施設の管理体制について確認したところ、1か月に1回程

度は現地確認し、状況によって除草作業等を行うとのことでした。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、道路河川管理課、道路河川整備課、開発指導室から提出された意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議番号2、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

浅海 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議番号2、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積8,784平方メートルの内5,142.48平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による特別養護老人ホーム用地です。

申請理由は、譲渡人は高齢に伴う農業経営の縮小、譲受人は社会福祉事業を営んでおり、さらなる事業の拡大を目的として新たな施設を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われまます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、雨水貯留施設に集水し、オーバーフロー分は前面道路の下水管に放流するとともに、周囲を1段から3段積みブロックフェンス及びRC擁壁で囲うことにより、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に

隣接し、半径500メートル以内に教育施設等が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金、県補助金及び福祉医療機構借入金で賄い、金融機関の残高証明書、県補助金内示通知書及び福祉貸付資金借入申込書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われまます。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

浅海 議長 渋谷好治推進委員

渋谷 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議番号2、を報告いたします。

6月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積8,784平方メートルの内5,142.48平方メートルの普通畑です。転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地と前面道路の高低差があり、申請内容が敷地内整地となっていたことから、敷地内で土は賄えるのか確認したところ、問題ないとのことでした。次に、隣地に保育園、近隣に公園があることから、工事期間中はもとより、施行後も安全管理に徹すること、許可後は速やかに着工し、許可後3か月、その後1年ごとに工事進捗状況報告書を、完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し、地目変更を行うこと、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。
浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、農地中間管理事業により千葉県園芸協会が間に入り、畑1筆、面積1,487平方メートルの農地に新たに賃借権による10年間の利用権を設定するものです。

権利の設定を受ける者は、新たに農業を営む者で、市内の農家で約5年間研修し、また、研修中に千葉県農業大学校を卒業し、専従者2名により、営農を予定しています。また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たす予定であることを計画により確認しています。

なお、本件の農用地利用集積計画は、新規就農者が農業機械等の購入にあたり、補助事業等の活用を行うことを目的として農地中間管理事業としています。また、令和7年度からの新規の農地利用集積計画につきましては、農地中間管理事業のみとなります。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 3番、古川和昭委員

古川 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積1,487平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農地中間管理事業による新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議番号1、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議番号1、をご説明いたします。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑7筆、合計面積5,901平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者2名の計3名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

浅海 議長 渋谷好治推進委員

渋谷 委員 議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議番号1、を報告いたします。

6月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

現地は、畑7筆、合計面積5,901平方メートルで、生産緑地に指定された普通畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議番号2、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の8ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議番号2、をご説明いたします。

申請地は、市街化調整区域及び市街化区域内の生産緑地に指定された畑18筆、合計面積21,695平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者3名の計4名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議番号2、を報告いたします。

6月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

現地は、畑18筆、合計面積21,695平方メートルで、一部は生産緑地に指定され、樹園地及び普通畑として適切に耕作されていました。

なお、屋敷畑の樹園地にあります堆肥置場につきまして、コンクリート敷きになっていたことから、税務署への納税猶予申請時には除外するよう指導したところ、除外して申請するとのことでした。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

浅海 議長 石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書9ページから11ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について7件の合計12件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書12ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長 以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 7月 6日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘